

令和2年4月14日
伊丹市教育委員会

児童クラブの特別保育への移行について

1. 特別保育

児童クラブは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対象児童を限定し、開所時間を8時15分から17時（延長保育は実施しないこと）とする特別保育に移行します。

2. 期間

4月16日（木）～5月6日（水）の間

3. 対象児童

保護者が以下の①～③のいずれかに該当し、保育する人がいない児童

（年長の兄弟姉妹などと力を合わせてお留守番ができる児童は除きます。）

① 医療従事者

② 社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な人

（生活必需物資販売、食事提供、宿泊、交通機関、工場、金融機関、官公署、社会福祉施設、ライフライン関係など）

③ ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な人

4. 申込方法

利用中の児童クラブに「特別保育申出書」を提出。

5. 育成料について

利用日数に応じて日割り計算による返金を行う

令和2年4月14日
伊丹市教育委員会

保育所等の特別保育への移行について

1. 特別保育

新型コロナウイルス感染症の感染が依然拡大傾向にあることから、保育所等（保育所・認定こども園2・3号）における感染拡大防止のため、対象児童を限定して受け入れる特別保育に移行する。幼稚園・こども園（1号）の預かり保育も同様とする。

なお、私立施設にも同様の措置を要請する。

2. 期 間

4月16日(木)～5月6日(水)の間

3. 対象児童

保護者が以下の①～③のいずれかに該当し、保育する人がいない児童

①医療従事者

②社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な人

（生活必需物資販売、食事提供、宿泊、交通機関、工場、金融機関、官公署、
社会福祉施設、ライフライン関係など）

③ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な人

4. 申込方法

利用中の施設に「特別保育申出書」の提出。

5. 保育料

利用日数に応じて日割り計算による返金を行う。